

【表紙】

- 【提出書類】** 内部統制報告書
- 【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項
- 【提出先】** 関東財務局長
- 【提出日】** 平成22年6月29日
- 【会社名】** プリヴェ企業再生グループ株式会社
(旧社名 プリヴェ ファンド グループ株式会社)
- 【英訳名】** Privée Turnaround Group Co., Ltd.
(旧英訳名 Privée Fund Group Co., Ltd.)
- (注)平成21年6月29日開催の第1期定時株主総会の決議により、平成21年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
- 【代表者の役職氏名】** 代表取締役(CEO) 松村 謙三
- 【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。
- 【本店の所在の場所】** 東京都港区六本木一丁目6番1号
- (注)平成21年9月7日から本店所在地 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号が上記のように移転しております。
- 【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役（CEO）松村謙三は、当社および連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行なった上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行ないました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定し、当社を含む4事業拠点を全社的な内部統制の評価対象といたしました。なお、金額的および質的重要性が僅少であると判断した3事業拠点については、評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）を金額が大きい拠点から合算していき、その合計額が前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である、売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行なっている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成22年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。